

附則第十六条の二の六第六十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の表中「第三条第一号」を「第四条第一号」に、「第三条第二号」を「第四条第二号」に、「第三条第三号」を「第四条第三号」に、「第三条第四号及び第五号」を「第四条第四号及び第六号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三条各号」を「第四条第一号から第四号まで及び第六号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第三条各号」を「第四条第一号から第四号まで及び第六号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「平成五年四月十五日」を「平成十四年三月二日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令」を「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第三十八号、以下本項において「特別措置法施行令改正令」という。）による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令」に、「第七項、第九項及び第十項」を「第八項、第十項及び第十一項」に、「第四条」を「第五条第一項」に改め、「特定期日」の下に（以下本項において「特定期日」という。）を加え、各号を次のように改め、同項を同条第六項とする。

- 一 特別措置法施行令改正令附則第三条の規定の適用を受ける自動車と同条の規定により特定期日が平成十六年九月三十日とされるもの  
平成十六年九月三十日
- 二 特別措置法施行令改正令附則第三条の規定の適用を受ける自動車と同条の規定により特定期日が平成十七年九月三十日とされるもの  
平成十七年九月三十日

附則第十六条の二の六第四項中「平成五年四月一日」を「平成十三年十月一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準」に、「のうち昭和五十四年一月一日」を「のうち昭和五十八年八月一日」に改め、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第五十八号、第五項において「特別措置法施行令改正令」という。）附則第三項の規定による特別自動車のうち同令附則第四項一日とされるものを除く」を削り、各号を次のように改め、同項を同条第四項とする。

- 一 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十八年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
  - 二 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十二年十二月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
  - 三 道路運送車両法第四十一条の規定により平成元年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
  - 四 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
  - 五 道路運送車両法第四十一条の規定により平成四年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
  - 六 道路運送車両法第四十一条の規定により平成五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
  - 七 道路運送車両法第四十一条の規定により平成六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
  - 八 道路運送車両法第四十一条の規定により平成九年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
  - 九 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
- 附則第十六条の二の六第二項中「第七号」を「第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「平成五年十二月一日」を「政令で定める日」に、「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準」に、「のうち昭和六十二年十二月一日」を「のうち平成十年十月一日」に、「第三項まで、第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項」を「第四項まで、第八項から第十項まで、第十三項及び第十四項」に、「第三項まで、第七項から第十項まで、第十三項及び第十四項」を「第四項まで、第八項から第十項まで、第十三項及び第十四項」に改め、同項を同条第二項とする。

一 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

二 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

三 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

四 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十三年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

附則第十六条の二の六に第一項として次の一項を加える。

法附則第三十二条第八項の窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に係る同項各号列記以外の部分に規定する政令で定める日は、平成十四年十月一日とする。

附則

この政令は、地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日（平成十四年三月二日）から施行する。

総務大臣 片山虎之助  
財務大臣 塩川正十郎  
内閣総理大臣 小泉純一郎

○文部科学省令第三号  
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成十四年三月一日

文部科学大臣 遠山 敦子

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）  
第一条 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項並びに第十五条第二項第一号及び第二号中「助産婦」を「助産師」に改める。

# 省 令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）  
第二条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦の」を「看護師の」に、「看護婦養成所」を「看護師養成所」に、「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改める。

附則第三十項中「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改める。

（大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則の一部改正）  
第三条 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則（平成三年文部省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号中「看護婦」を「看護師」に改める。

（日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部改正）  
第四条 日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「看護婦、准看護婦、あん摩マツサージ指圧士」を「看護師、准看護師、あん摩マツサージ指圧師」に、「保育」を「保育士」に改める。

（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部改正）  
第五条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦の」を「保健師の」に改め、又は同法第五十九条の二において準用する同法七条の規定により保健士の免許を受けている者を削り、同項第二号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「助産婦の」を「助産師の」に改め、同項第三号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦の」を「看護師の」に改め、又は同法第六十条第一項